

中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）雲出川左岸浄化センター 太陽光発電設備導入事業（PPA）公募型プロポーザル公募要項

1 事業の目的

三重県（以下「県」という。）の流域下水道事業においては、令和6（2024）年10月に「三重県流域下水道地球温暖化対策計画」を策定し、流域下水道事業における温室効果ガス排出量を、2030年度において2013年度比で36%削減する目標を定めている。

本事業は、PPA（Power Purchase Agreement：電力購入契約）により雲出川左岸浄化センター（以下「本施設」という。）に太陽光発電設備（以下「発電設備」という。）を導入することで、温室効果ガス排出量を削減することを目的とする。

2 事業内容

（1）事業名	中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）雲出川左岸浄化センター 太陽光発電設備導入事業（PPA）
（2）事業期間	基本協定の締結日から発電設備の撤去完了まで (電力供給の期間は最長20年間)
（3）事業内容	別添仕様書のとおり
（4）実施場所	中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）雲出川左岸浄化センター (三重県津市雲出鋼管町52番地5)

3 上限単価

19.36円/kWh（税抜き）

4 参加条件

公募型プロポーザル参加資格確認申請書の提出日から選定結果通知までの期間中、次に掲げる条件をすべて満たした者とします。ただし、（6）については、選定結果の通知までに満たしていれば足りることとします。

- （1）当該公募型プロポーザルに係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- （2）三重県電子調達システム（物件等）の利用登録を行っている者であること。
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- （4）三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- （5）三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- （6）三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

- (7) 本事業と類似の事業履行実績（令和2年度から令和6年度までの期間において完成し、稼働している高圧（又は特別高圧）受電施設における「発電設備」の導入業務）を有すること。ただし、実績は公共事業でなくても構わない。
- なお、履行実績を証明するものとして、契約書、仕様書、図面、設備が稼働していることを証明するもの（発電実績等）等を提出すること。
- (8) 本公募は、単体事業者に加え、共同事業体の参加も認めるものとする。（ただし、参加受付期間終了後、共同事業体の構成員の変更及び追加は、原則として認めない。）共同事業体を構成して参加する場合にあっては、各構成員が上記（1）～（7）の条件及び次の要件をすべて満たしていること。ただし、（7）については、代表者及び構成員のいずれかが事業履行実績を有していれば可とする。
- ア 構成員において決定された代表者が、共同事業体の協定書において明らかであること。
代表者については、業務の遂行に責任を持つことのできる事業者とする。なお、協定書には、各構成員の代表者印を押印し、構成員の役割分担及び活動割合が詳細かつ明確に記載されていること。
- イ 共同事業体を構成する代表者及び構成員が、本公募の他の応募者（他の参加者が共同事業体である場合は、その代表者及び構成員）でないこと。

5 現場調査の受付

（1）現場調査の受付期間

令和7年11月26日（水）まで（ただし、休日を除きます）の午前8時30分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間は除きます。）

（2）現場調査の実施期間

令和7年12月12日（金）まで

（3）受付方法

電話（下記の連絡先）にて、希望者ごとに現場調査日を調整します。

同日に現場調査を希望する事業者が複数重なった場合などは、希望日に見学できない場合がありますので、予めご了承ください。

（4）連絡先

三重県中南勢流域下水道事務所 事業推進室 施設課（担当：東出）

TEL：0598-50-0674（ダイヤルイン）

（5）注意事項

現場調査当日は連絡先の担当者が同行します。調査の実施にあたっては連絡先の担当者および雲出川左岸浄化センターの施設管理者の指示に従ってください。

6 質問の受付及び回答

（1）質問の受付期間

令和8年1月7日（水）まで（必着）（ただし、休日を除きます）の午前8時30分から午後5時まで（ただし、正午から午後1時の間は除きます。）

(2) 受付方法

質問は文書（任意様式）により、担当所属あて電子メールまたはFAXで提出のうえ、電話にて着信の確認を必ず行ってください。また、題名の最初に「【質問】中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）雲出川左岸浄化センター太陽光発電設備導入事業（PPA）」と明記してください。

なお、質問文書には事業者名のほか、回答を受ける担当窓口の課名、氏名、電話及びFAX番号、電子メールアドレスを明記してください。

(3) 質問の内容

原則として、当該事業にかかる条件や応募手続きに限るものとし、他の事業者からの提案書の提出状況等に関する内容等は受け付けることができません。

(4) 質問への回答

令和8年1月14日（水）までに三重県ホームページに回答を掲載します。

なお、質問がなかった場合は掲載しません。

7 参加受付

公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、以下の（4）に定める書類に必要事項を記載のうえ、提出してください。

(1) 提出期限

令和8年1月23日（金）17時まで（必着）

(2) 提出方法

郵便、民間事業者による信書便又は持参により提出してください。なお、郵便又は信書便により提出する場合は、上記（1）に定める提出期限までに電話にて担当所属に受理の確認をしてください。また、持参により提出する場合は、事前に電話にて担当所属に持参する日の連絡を行ってください。

(3) 提出先

〒515-0011 三重県松阪市高町138番地 三重県中南勢流域下水道事務所 総務・用地室

(4) 提出書類

ア 公募型プロポーザル参加資格確認申請書（第1号様式）

イ 公募型プロポーザル参加資格確認申請書「3 添付書類」に示す書類

ウ 共同事業体協定書兼委任状（第2号様式）

※共同事業体等、複数者から成る組織による申請の場合に提出が必要です。また、上記様式とともに事業体の組織規定や会則、協定書の写しを添付してください。

8 参加資格の確認通知

7（4）により提出いただいた書類を確認し、参加資格の有無について通知を行います。

(1) 通知日

令和8年2月2日（月）（予定）

(2) 通知方法

電子メール

※公募型プロポーザル参加資格確認申請書（第1号様式）に記載されたメールアドレスに通知します。

（3）通知内容

参加資格を有すると認めた事業者には、その旨連絡するとともに、期日までの企画提案書の提出を求めます。

参加資格を有しないと認めた事業者には、その旨、理由を付して連絡します。

9 企画提案書の提出

（1）提出期限

令和8年2月18日（水）17時まで（必着）

※提出期限までに下記（4）に定める提出書類をすべて提出していただけなかった場合は、プロポーザルの評価の対象となりませんので、留意してください。

（2）提出方法

郵便、民間事業者による信書便又は持参により提出してください。なお、郵便又は信書便により提出する場合は、上記（1）に定める提出期限までに電話にて担当所属に受理の確認をしてください。また、持参により提出する場合は、事前に電話にて担当所属に持参する日の連絡を行ってください。

（3）提出先

〒515-0011 三重県松阪市高町138番地 三重県中南勢流域下水道事務所 総務・用地室

（4）提出書類及び提出部数

ア 企画提案書（第3号様式から第6号様式） 7部（正本1部、副本6）

（ア）事業の実施内容（第4号様式）

1)出力

・想定する太陽光パネルの仕様、個数及び全体の定格出力（kW）、パワーコンディショナの仕様、台数及び全体の最大定格出力（kW）、変換効率を高める工夫を記述してください。

2)システム構成

・導入設備全体のシステム構成とその考え方を記述してください。

3)設置方法

・発電設備の設置範囲、設置手順（施工フロー）、設置方法（基礎、架台等の仕様概略、参考図等）と留意点を記述してください。

4)運用方法

・本施設で受電する電力量に関して、PPA事業者による供給分と系統からの供給分について、区別する方法（電力量計の設置場所、計量手順等）を記述してください。
・平常時（本施設で受電する電力が、系統及び太陽光発電設備の双方から供給中である場合）の電力潮流と安全性の確保の仕方を記述してください。
・系統停電時（系統の停電発生直後及びその後に本施設の非常用自家発電設備が稼働中の場合）の動作フローと電力潮流と安全性の確保の仕方を記述してください。
・異常発生時（系統停電時に、本施設の非常用自家発電設備が稼働しない場合）の動作フローと電力潮流と安全性の確保の仕方を記述してください。

(イ) 実施体制（第5号様式）

1) 工事遂行能力

①実施体制

- ・想定している体制を示したうえで、どのように工事を管理していくか記述してください。

②実施工程

- ・想定している工程を示したうえで、どのように工程を管理していくか記述してください。

2) 業務遂行能力

①維持管理計画

- ・設備能力を維持するためにどのように維持管理（定期点検の方法及び頻度、部品交換計画、遠隔監視の方法、非常時の対応等）をしていくか、その考え方を記述してください

②維持管理体制

- ・通常点検時、異常又は故障時、災害発生時等の維持管理体制を記述してください。

3) 事業実施中のリスク対応

①リスク想定と対応

- ・事業実施中に想定されるリスクとその対応方法を記述してください。

②保険

- ・火災保険、または地震保険への加入の有無を記載してください。

4) 事業実施に係る保証

- ・事業終了時における撤去費用の準備の方法を記述してください。
- ・事業者の都合により事業期間の途中で事業を中止した場合における、設備の処置方法（撤去・廃棄費用の積立、撤去・廃棄費用の移転に関する条文を契約書に設けるなど）を記述してください。

(ウ) 実績（第5－1号様式）

1) 財務状況

- ・事業者（共同事業体で参加する場合は代表者）の過去5年の自己資本率、流動比率、純支払利息率、売上高経常利益率を記載してください。また、事業者（共同事業体で参加する場合は代表者）の過去5年分の貸借対照表、損益計算書を添付してください。

2) 類似実績

- ・PPAによる発電設備250kW以上の実績を記載してください。
※共同事業体で参加する場合は、代表者もしくは構成員のいずれかが類似の事業実績を有していれば、可とします。

(エ) PPA単価（第6号様式）

- ・二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（以下「補助金」という。）を適用した場合と、適用しなかった場合のPPA単価（税抜き）とその内訳根拠を記載してください。（様式には主な項目を記載してありますが、必要な場合は細目を加えてください。ただし、単価の算出根拠となりますので、計算は合致させてください。）

(才) 地域貢献

- ・工事実施体制において、県内企業（三重県内に本店、支店又は営業所を有する事業者）を活用する場合は第5号様式の①実施体制へ、その活用の仕方を記述してください。

(力) 全体的な留意事項

- ・企画提案の選考においては、提案者から提出された企画提案書に基づき評価を行い、記述内容に応じて採点します。企画提案書の枚数に制限は設けませんが、提案内容を評価しやすいように、具体的に分かりやすく記述するようしてください。
- ・提案内容は、確実に提案者が実現できる範囲で記述してください。企画提案書の内容は、提案価格の中で実現を約束したものとみなします。また、企画提案書の内容において、2通り以上に解釈できるような記述は避けてください。
- ・企画提案書に記述された内容は、基本協定書締結時に協議の上、基本協定書の一部となります。
- ・提出された企画提案書は返却しません。
- ・企画提案書作成にあたり、第三者（企画提案者以外のコンサル・専門業者等）から助言を受けること自体は構いませんが、企画提案書が他の提案者と酷似している等、複数の提案者が調整して作成している可能性があると判断した場合、ヒアリングを行います。ヒアリングの結果、企画提案書を自ら作成したことを立証できない場合、企画提案書は無効となります。
- ・提出された企画提案書は、提案者に無断で使用しません。ただし、選定を行う作業において必要な範囲で複製を作成することができます。
- ・提出された企画提案書は、提出後に訂正、追加、差し替え及び再提出を行うことはできません。
- ・A4版を基本とし、一部A3版の使用も認めますが、その場合はA4サイズに三つ折りにして綴じてください。
- ・A4版、片面印刷とし、ページの通し番号を付してください。
- ・言語は日本語、通貨単位は円としてください。
- ・ワープロソフト等を使用して記載することとし、文字の大きさは、10pt以上としてください。
- ・上下左右に20mm以上の余白を設定してください。

イ その他提案資料（任意様式）

各様式に記載された内容を補完するための資料があれば提出してください。

10 選定方法

（1）選定委員会の設置

本事業を実施する事業者を選定するため、「中勢沿岸流域下水道（雲出川左岸処理区）雲出川左岸浄化センター太陽光発電設備導入事業（PPA）事業者選定委員会」（以下、「選定委員会」という。）を設置します。なお、選定委員会は非公開で行います。

（2）プレゼンテーションの実施

提案内容の審査を行うため、提案者によるプレゼンテーションを実施します。プレゼンテーションの実施日時、実施場所等については、令和8年2月2日（月）（予定）に電子メール（公募型プロポーザル参加資格確認申請書（第1号様式）に記載されたメールアドレス）で連絡します。

日時 令和8年3月13日（金） 予定
 場所 三重県庁周辺施設（予定）
 ※具体的な日時、場所は後日連絡します。

実施方法

- ア 1事業者につき、30分（事業者からの説明 15分、質疑応答 15分）を予定しています。
 イ 当日は質疑に回答できる方が必ず出席してください。

（3）選定手続

選定委員会は、提出された企画提案書について下記の「評価項目及び配点等評価表」により審査を行い、各選定委員の企画提案に対する評点合計が高い順に順位を付し、付した順位を順位点とし、全選定委員の順位点の合計が最も低い企画提案者を第1順位（事業予定者）として選定します。ただし、事業の品質を確保するために、選定委員の平均得点が720点を下回る事業者は失格とします。また、「評価項目及び配点等評価表」における評価項目（イ）③②及び（ウ）②、（オ）を除いた評価項目に記述のない者及び評価項目（工）で上限単価19.36円/kWh（税抜き）を超える単価で提案のあった者も失格とします。

評価項目及び配点等評価表

評価項目		評価の視点		配点
(ア)事業の実施内容 (320点)	1)出力	発電設備の出力の大きさと発電効率の良さを評価		100
	2)システム構成	システム構成の安定性を評価		80
	3)設置方法	設置手順及び設置後の設備の安全性を評価		60
	4)運用方法	平常時、非常時の安全性を評価		80
(イ)実施体制 (280点)	1)工事遂行能力	①実施体制	調査、設計、工事にかかる体制の信頼性を評価	60
		②実施工程	施工スケジュールの確実性を評価	
	2)業務遂行能力	①維持管理計画	維持管理計画の信頼性を評価	60
		②維持管理体制	維持管理体制の信頼性を評価	
	3)事業実施中のリスク対応	①リスク想定と対応	事業実施中に想定されるリスクとその対応方法の的確性を評価	80
		②保険	火災保険、地震保険への加入の有無を評価	40
	4)事業実施に係る保証	事業中止時の措置や事業終了時に備えた撤去費用の保証の確実性を評価		40
(ウ)実績 (160点)	1)財務状況	財務状況について、以下の項目ごとに一定の基準を満たす場合に評価 ①自己資本率（15%以上） ②流動比率（100%以上） ③純支払利息比率（0.7%以下） ④売上高経常利益率（0.0%以上）		120

	2)類似実績	日本国内におけるPPAによる発電設備(250kW以上)の実績の有無を評価	40
(工)PPA単価(税抜) (400点)	(評価方法) 補助金を適用しなかった場合の単価で評価 19.36円/kWh～19.00円/kWh 80点 18.99円/kWh～13.01円/kWh 以下の計算式による 13.00円/kWh～ 400点 (計算式) 点数=1093.34-320÷6×PPA単価(円/kWh) ※小数点以下切り捨て	400	
(才)地域貢献 (40点)	工事にかかる県内企業の活用の有無を評価	40	
評価の合計(1200点)			

※評価項目(イ)3)②及び(ウ)2)、(才)を除いた評価項目に記述のない者は失格とします。

※評価項目(工)で上限単価 19.36 円/kWh (税抜き) を超える単価で提案のあった者は失格とします。

(4) 選定結果の通知

選定結果については、すべての企画提案者に対して速やかに事業予定者となったか否かについて電子メール（公募型プロポーザル参加資格確認申請書（第1号様式）に記載されたメールアドレス）で通知をします。

なお、事業予定者については、担当所属が指示した日までに次のア及びイによる納税証明書及び納税確認書の写しを提出してください。

- ア 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（個人の場合は納税証明書（その3の2）、法人の場合は納税証明書（その3の3）も可）（所管税務署が提出日から前6か月以内に発行したもの）の写し
- イ 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあっては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が提出日から前6か月以内に発行したもの）の写し

11 契約等

(1) 協定書の締結

事業予定者として通知を受けた者は、速やかに県との電力供給契約締結に向けた太陽光発電設備設置に関する基本協定（基本協定書）を締結するものとします。

なお、第1位（事業予定者）との協定が成立しなかったとき、次点以降の提案者と協議を行います。

(2) 電力購入契約の締結

ア 契約方法

公募型プロポーザルにより決定した事業予定者と本施設の管理業務を委託された者で発電設備完成後に随意契約を行います。

イ 契約単価（PPA単価）

- (ア) 契約単価は、原則として事業者が企画提案書で提案したPPA単価（税抜）に消費税及び地方消費税を加えた金額とします。
- (イ) 契約単価は、原則として電力供給期間中一定額とし、電力使用量に対する電力料金単価のみとします。月別または時間帯別に異なる単価は使用しないものとします。
- (ウ) 契約単価は、基本料金単価の設定を行わないものとします。
- (エ) 契約単価は、設備の設置、運用、維持管理、撤去等、本事業の目的を達成するために必要となる一切の経費を含むものとし、補助金が適用された場合はこれに基づく補助金額を控除するものとします。補助金が適用されない場合は、補助金なしの単価で契約をします。なお、これらの内訳、算定根拠については県に提出するものとします。
- (オ) 契約単価は、小数点以下第三位切り捨て、第二位までとします。契約単価は、上記のア～エの内容を踏まえて、県と協議を行い定めるものとします。

ウ 支払条件

毎月、指定した日に検針を行い、PPA単価（税抜）に使用電力量を乗じた額に消費税及び地方消費税を外税で加算した額（円未満の端数が生じた場合はその端数を切り捨てた額）を本施設の管理業務を委託された者から事業者に支払います。

(3) その他

事業予定者が契約締結日までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は、審査会において次順位であった者（10（3）選定手続きにおいて失格とならなかった者に限る）を新たな事業予定者として手続きを行うものとします。

- ア 本実施要項「4 参加条件」に記載の要件のいずれかを満たさなくなった場合
- イ 企画提案書の提案内容が無効となった場合
- ウ その他特別な事由により契約が不可能となった場合

12 その他

- (1) 提案いただいた内容は、履行いただく義務が生じます。
- (2) 公募型プロポーザルの応募申請等に要した費用は全て応募申請者の負担とします。

13 担当所属

〒515-0011 三重県松阪市高町 138 番地

三重県中南勢流域下水道事務所 総務・用地室 総務・用地課（担当：前川）

TEL : 0598-50-0672 FAX : 0598-50-0676 E-mail : tgesui@pref.mie.lg.jp